

『僧綱補任抄出』の抄出意識について

小山田 和夫

はじめに

統群書類従完成会本群書類従第四輯・補任部⁽¹⁾ 大日本仏教全書第一一一巻・伝記叢書などに収録されて流布している。「僧綱補任抄出」は、その書名が示すとおり抄出本であるが、基になった東大寺東南院経蔵十二巻本「僧綱補任」の第三巻目以降が現存していない今日においては、十二巻本の片鱗をのぞかせる貴重な史料である。

ここでは、その「僧綱補任抄出」の十二巻本からの抄出意識について、いささか考えてみたい。

一、研究史の概要と問題点

「僧綱補任抄出」に初めて注目したのは、二楞生こと小野玄妙氏である。

小野玄妙氏は「僧綱補任抄出と七大寺年表」(『仏書研究』第一号掲載、大正三年九月)において、「僧綱補任抄出」巻首に、

東大寺東南院経蔵本十二巻、^{忠珍僧}粗一見之次、処々抄書了。更不^{都撰}可^{都撰}及^{都撰}と記されている深賢の識語に着目し、「僧綱補任抄出」上下二巻は、東大寺東南院経蔵十二巻本「僧綱補任」より抄出したものであることをまず指摘し、次に十二巻本の撰者として割註されている「忠珍僧都」は、「恵珍僧都」の誤写に基づくものと見做し、さらに、「七大寺年表」と称呼されているものは、「僧綱補任抄出」の抄出原本である東大寺東南院経蔵十二巻本「僧綱補任」の残闕本であることを明確にされた。

次に「僧綱補任抄出」について論究されたのは、和田英松氏である。和田英松氏は、その著「本朝書籍目録考証」(昭和十一年十一月、明治書院 五四一頁以下において、「僧綱補任」について言及される中で、「僧綱補任抄出」を

採り上げ、それが、水府明德会彰考館所蔵高島勘兵衛書写本「僧綱補任」(『七大寺年表』の写)と同一のものから抄略したものであることを指摘された。

続いて「僧綱補任抄出」について言及されたのは、平田俊春氏である。

平田俊春氏は、「七大寺年表の史料批判」(『日本歴史』第十六号掲載、昭和二十七年三月。のち同著『日本古典の成立の研究』(昭和三十四年十月、日本書院)第二編第五章「七大寺年表の成立と扶桑略記」、同著『私撰國史の批判的研究』(昭和五十七年四月、国書刊行会)第三編第四章「七大寺年表の批判」と改題の上所収)において、「僧綱補任抄出」と「七大寺年表」とを比較検討して、「僧綱補任抄出」が「七大寺年表」の抄出に外ならないことを論証し、さらに「七大寺年表」奥書と「僧綱補任抄出」巻首識語に注目し、「七大寺年表」の撰者及び撰述年代を明確にされ、大須観音真福寺宝生院所蔵「七大寺年表」は、東大寺東南院経蔵十二巻本「僧綱補任」の第一巻・第二巻に該当する原本であると論断された。

解題としては、花見朔巳氏「僧綱補任抄出」(新校群書類従第三巻解題(昭和五年六月、内外書籍出版)四頁。のち「新校群書類従解題集」(昭和五十八年十月、名著普及会)に復刻再録、七四頁)が最も古いものの、極めて簡単である。次に出されたのは、小沢栄一氏「僧綱補任抄出」(『群書解題』第二上・補任部(昭和三十八年二月、統群書類従完成会)五六一五八頁。『群書解題』第五・補任部(昭和五十二年六月、同上)二六八(二七一頁)である。小沢栄一氏は、平田俊春氏の考証を全面的に認め、書名・作者・成立・内容・史料的価値などについて、簡潔に記述されている。

その他解題としては、赤松俊秀氏「僧綱補任抄出」(大日本仏教全書第九十八巻・解題二(昭和四十八年二月、鈴木学術財団・講談社)二四二(二四三頁)があり、簡潔にまとめられており、また平林盛得・小池一行両氏編「五十音引僧歴綜覧」(昭和五十一年七月、笠間書院・笠間索引叢刊五三)に収められた「解題」は、それまでの研究成果を踏まえた上で、幾つかの疑問点を提示されている。

平林盛得・小池一行両氏が示された疑問点とは、次のとおりである。すなわち、しかも本書の所収の最下限は六条院を新院とよび、永万元年すなわちさきの恵珍が書写した年次と一致していること、こうして編者恵珍説は確定したかに思える。ただここでも六条院を新院としていることに若干の疑念が残る。六条院は永万元年六月に即位、三年後の仁安三年に高倉天皇に位を譲られて新院となる。したがって永万元年には六条天皇は新院とはよばれ得ない。だからこの条は恵珍が永万元年に十二巻本を編した内容そのままの抄出では

ないことになる。このことはさらにいくつかの場合を考えさせることになる。深賢が抄した本書は恵珍が編したそのものではなく、若干書き変えがある。その書き変えは深賢か。または恵珍が永万元年に書写した十二巻本とは最下限が永万元年ではなく、これより遡った年次で、これに書き継ぎがあったか、などである。

というものである。

これまでの研究において、『僧綱補任抄出』が東大寺東南院経蔵十二巻本『僧綱補任』の抄出であることは定説であったものの、平林盛得・小池一行両氏は、『僧綱補任抄出』永万元年乙酉条に、

新院六条

と記されていることより疑問を抱かれ、この条は恵珍が永万元年（一一六五）が編纂した内容そのままの抄出でないことを指摘され、『僧綱補任抄出』が東大寺東南院経蔵十二巻本『僧綱補任』の抄出であるという従来の見解に対し、再考の余地があることを論述された。

以上の問題点についても、次節以下において説明してみよう。

二、『僧綱補任抄出』の成立時期

今日、翻刻されて流布している『僧綱補任抄出』は、いずれも塙保己一⁽³⁾が醍醐寺三宝院所蔵本を謄写させたものを底本としており、この奥書には、

此二巻、以^レ光台院経蔵本、仰^レ或僧^一令^レ書写^一了。秘蔵^云。

承応二年三月五日 前大僧正覚定

とあり、承応二年（一六五三）三月五日、覚定がある僧に醍醐寺光台院経蔵の本の書写を命じ、それを秘蔵してきたものであることが知られる。そしてこの『僧綱補任抄出』とは、その巻首に、

東大寺東南院経蔵本十二巻^(恵) 粗一見之、処々抄書了。更^レ不^レ可^レ及^二外^一見^一者他

深賢記。

と記されているとおり、深賢が抄出した恵珍僧都の撰にかかる東大寺東南院経蔵十二巻本『僧綱補任』は、永万元年（一一六五）十月に第一巻と第二巻の編纂が終わり、その最終巻である第十二巻は、六条天皇が讓位され、新院と称されるようになった仁安三年（一一六八）二月十九日より、源邦綱の東山第に崩御せられた安

元二年（一一七六）七月十六日までの間に終纂を終了していると推定⁽⁶⁾できることなどは以前に述べたところである。

深賢が東大寺東南院経蔵十二巻本『僧綱補任』より抄出して一書を編んだ時期については、『僧綱補任抄出』に明記されていないため、確実な時期を求めることはできない。

深賢は弘長元年（一二六一）九月十四日に入寂した（『統伝灯伝録』）が、その時の年齢が不明であるため、生年より、抄出時期を限定することも残念ながらできない。

そういうわけで、抄出の時期は、六条天皇が讓位され、新院と称されるに至った仁安三年（一一六八）二月十九日より、深賢が入寂を迎えた弘長元年（一二六一）九月十四日までの九十三箇年余の間ということになる。

三、東大寺東南院経蔵十二巻本『僧綱補任』と『僧綱補任抄出』

『僧綱補任』とは本来、三条家本『本朝書籍目録』官位部に記載されている『内外諸司補任帳』（現存しない）以下二十五に及ぶ補任記録の中にみえており、僧綱に補任された僧侶の叙任あるいは昇進について、編年によって記録したものである。

ところが、現存する『僧綱補任』と名付けられたもののうち、最も成立年代の古い興福寺本『僧綱補任』は、僧綱への補任について記録することに重点を置き、それに興福寺の伝統的法令である維摩会の講師の名などを付載しているものの、東大寺東南院経蔵十二巻本『僧綱補任』は、興福寺本を基礎とし、それに『扶桑略記』などの諸書より新たに記事を加えており、本来の僧綱の補任記録に留ま⁽⁷⁾てはいない。

このような特徴が現われてくるのは当然のことである。なぜならば、現存する『僧綱補任』はいずれも、興福寺や東大寺において編纂されたもので、朝廷の僧綱補任記録をそのまま書写したのではないからである。

さて、深賢は、東大寺東南院経蔵十二巻本『僧綱補任』より、どのように抄出して一書を編んだのであろうか。

東大寺東南院経蔵十二巻本『僧綱補任』（以下、十二巻本と略称する）は、その第一巻と第二巻が現存しているに過ぎないため、それ以外の条文については、『僧

網補任抄出」(以下、「抄出」と略称する)との比較検討は不可能であるが、現存する部分についての比較検討を通して、「抄出」の性質について考えてみることにしよう。

まず初めに、「抄出」が本主に十二巻本より抄出したものであるかどうかみてみよう。

十二巻本の文武天皇即位第二年戊戌条には、興福寺本「僧綱補任」(以下、興福寺本と略称する)同年条に記載されていなかった弁昭の律師補任のことが記されており、すなわち、

律師弁昭十二月一日任。

或本大宝三年正月任少僧都。不歷律師云々。

とある。これに対し、「抄出」には、その補任月日に相違がみられるものの、

律師弁昭三月

と記されている。

興福寺本の記述内容について検討を加え、僧綱への補任年月などに訂正を試みた十二巻本の記載条文のうち、「抄出」が記したのは、右の弁昭の記事のみであり、この一箇条だけでは、「抄出」が十二巻本より抄出して編んだものであるというのを裏付ける確固たる証拠とは成り得ないものの、興福寺本から抄出したものでないことは明らかである。

また抄出する際に、補任月日を誤って写した可能性もあり、「抄出」が間違いなく十二巻本からの抄出であれば、「三」は「十二」を誤写したということになる。

十二巻本の特徴のもう一つの点である記事の付加の面よりみてみよう。

興福寺本には、延暦二十一年壬午条に至るまで、僧綱の補任に関すること以外には、ほとんど記事はないが、改元、東大寺大仏の鑄造終了、鑑真の来朝と招提寺の建立、梵釈寺の造立、平安遷都などが記載されている。

この興福寺本を基にした十二巻本は、さらに「扶桑略記」などによって、記事を増補しており、例えば、興福寺本天平十七年乙酉条に、

大僧正行基正月廿一日己卯任。法相宗。薬師寺。和泉国大鳥郡人。高志氏。蜂田連。一生年七十六。大法師位。大僧正始之。

と記されているのが、十二巻本天平十七年乙酉条では、

同帝。

大僧正行基大僧正始也。任日有三説。正月廿一日任。賜四百人出家僧侶。法相宗。薬師寺。

十五出家。廿四受戒。七十六任職。和泉国大鳥郡人。高志連。初出家、

読_レ瑜伽論・唯識論了。後遊_ニ都鄙、周化_ニ衆生。造_レ橋築_レ陂。聞見所_レ及、咸来加_レ功、不_レ日而成。百姓至_ニ于今_一蒙_ニ其利_一。都和尚靈異神驗、触類而多。時人号_ニ行基菩薩_一。留止所皆建_ニ立道場_一。畿内四十九所。諸道亦往々云々。

とあるとおり、行基の四十九院に至るまで、その事蹟をかなり詳しく記しているのである。

この十二巻本の付加記事の原拠は一樣ではないが、天平十七年乙酉条の場合は、「扶桑略記」天平十七年正月己卯(二十一日)条に、

以_ニ行基并_一為_ニ大僧正_一。并賜_ニ四百人出家僧侶_一。大僧正職此時始矣。莽未_レ經

僧位、不_レ受_ニ於具足戒_一。尚是沙弥也。一云、年十五歲出家入道。廿四歲受_ニ

具足戒。俗姓高志氏。和泉国大鳥郡人他。初出_レ胎時、胞衣裹纏。(中略)

出家入道、住_ニ薬師寺_一。周_ニ遊天下_一。広化_ニ群迷_一。道俗慕_レ化、追従者動数千。

所_レ行之处、聞_ニ和尚来_一。巷無_ニ居人_一。争来礼拜。諸要害处、造_レ橋築_レ陂。

見聞老少咸集加_レ功、不_レ日而成。所_レ止之房、多植_ニ菓樹_一。建_ニ立道場_一。四

十九所。(下略)

と記されていることに拠っていることは明らかであろう。

そして「抄出」天平十七年乙酉条には、

大僧正行基。正月廿一日任。法相宗。薬師寺。大僧正始也。

十五出家。廿四受_レ戒。七十六任_レ職。和泉国大鳥郡人。高志氏。蜂田連。

初出家、読_ニ瑜伽論・唯識論_一了。後遊_ニ都鄙_一、周化_ニ衆生_一。造_レ橋築_レ陂。

聞見所_レ及、咸来加_レ功、不_レ日而成。都和尚靈異、触_レ類而多。時人号_ニ

行基菩薩_一。畿内四十九所建_ニ立之_一。

とあり、十二巻本天平十七年乙酉条に拠っていることは明白である。

興福寺本には全く記事がない場合の例としても、右の天平十七年乙酉条を挙げることができる。すなわち十二巻本同年条には、

八月二十三日、於_ニ大和国添上郡_一、奉_レ鑄_ニ東大寺大仏_一。天皇以_ニ御袖_一入_レ土、
持運加_ニ於御座_一。然後召_ニ集人々等_一、運_ニ土築_一堅御座。

とあり、「抄出」には、

八月廿三日、奉_レ鑄_ニ東大寺大仏_一。天皇以_ニ御袖_一入_レ土、運加_ニ於御座_一。

とあり、「抄出」が十二巻本に拠っていることは明白である。そして十二巻本が

「扶桑略記」の記事を原拠としていることも、その天平十七年八月二十三日条に、

於_二大和国添上郡、更奉_レ創_二東大寺大仏。天皇專以_二御袖_一入_レ土、持運加_二於御座。然後召_二集氏々諸人、運_レ土築_二堅御座。

と記されていることから、明らかであろう。

右のとおり、『抄出』は、十二巻本がその基とした興福寺本に記載されている僧侶の僧綱への補任年月日を検討して記述した例からは、十二巻本より抄出したという確固たる証拠を得ることはできなかったものの、興福寺本より抄出したものではないということを確認することができ、また記事の面より、『抄出』が十二巻本の抄出であることを再確認することができた。

次に『抄出』編者の抄出意識について考えてみることにしよう。

『抄出』を一見すると、『僧綱補任』の本来の目的である僧綱へ補任された僧侶の記録という意識が薄らぎ、僧侶あるいは日本仏教史的な記事を中心に抄出していることに気が付く。

『抄出』の全般的な特徴は右のとおりであるが、僧綱の補任年月日を全く記していないわけではない。すなわちその推古天皇第三十二年甲午条より延暦十六年丁丑条に至るまで、次のような僧綱に補任された僧侶の名を記載している。

- 僧正親勅、僧都鞍部徳積、法頭阿曇連、
(推古天皇三十二年甲申条)
- 僧正恵灌、僧正福亮、
(推古天皇三十三年乙酉条)
- 僧正恵師、僧正智蔵、僧正恵輪、僧正智円、僧正智通、少僧都義成、
(天武天皇第二年癸酉条)
- 僧正恵施、大僧都道昭、少僧都智淵、少僧都義成、律師善往、律師弁昭、
(天武天皇第二年戊戌条)
- 僧正恵施、大僧都智淵、少僧都義成、律師善往、弁昭
(文武天皇第三年己亥条)
- 僧綱員同上
(文武天皇第四年庚子条)
- 第五年僧綱数同
(大宝元年辛丑条)
- 大僧正行基
(天平十七年乙酉条)
- 大僧正行基
(天平勝宝元年己丑条)
- 僧正善提
(天平勝宝三年辛卯条)
- 小僧都慈訓
(天平宝字元年丁酉条)
- 小僧都道鏡、大和尚鑑真
(天平宝字七年癸卯条)
- 僧正良弁
(宝龜四年癸丑条)

僧正善珠、大小僧都各一人、中律師一人、律師二人。如此。
(延暦元年壬戌条)

僧正善珠
(延暦十六年丁丑条)

右のように僧綱へ補任された僧侶の名が列記されており、そこには各時期毎の僧綱の筆頭僧が記されているかのようにも思えるが、それは網羅的ではなく、例えば、天平元年己巳条の少僧都弁正、天平九年丁丑条の僧正玄昉、天平宝字五年辛丑条の大僧都良弁らのように、各時期の僧綱の筆頭僧が記載されておらず、抄出の基準がどこにあったのか、全く不明であるといわざるを得ない。

四、『僧綱補任抄出』大同元年条以降について

前にも記したとおり、十二巻本はその第一巻と第二巻とが現存しているに過ぎぬため、延暦二十一年壬午条までしか、『抄出』との比較検討はできない。

本節では、延暦二十二年以降の『抄出』の記事について考えてみることにしたい。

『抄出』は延暦年間については、裏書に、延暦二十五年(八〇六)二月十五日、石山涅槃会が行われたことを記しているものの、本文の記事は、延暦二十一年条で終わっており、大同元年丙戌条以降についてみてみようと思う。

なお裏書は、天平五年(七三三)の孟蘭盆供記事から文治元年(一一八五)十二月十八日の定遍僧正の入滅記事までであるが、これらはいずれも十二巻本から抄出した記事ではない。

『抄出』大同元年丙戌条には、
今年少僧都三人。初例也。

勝眞法相。常騰。泰信。四月任。大唐人。護命。今四月。月。月之上半入。深山。修。虚空蔵法。研。精宗旨。喫。飯口中得。仏舍利一粒。復在。善光寺。講。唯識論疏。時於。頂上。亦得。一粒。云云。或記云。常騰弟子。入唐人云云。

十一月於_二天台山中道院、円澄為_二上首、一百余人受_二奔戒。本朝大戒始也。始也。

と記されている。

十二巻本の基となった興福寺本大同元年丙戌条には、
大僧都永忠「一説云、四月丙辰。玄寶。四月丙子任。法。任。律師。可。尋。」

小僧都勝貞四大僧都丙辰常騰。

泰信四法師不經二律師一自大律師如玉同日僧都一

惠雲 均籠

護命四乃丙子任法相宗元興寺勝貞僧都弟子。

「延曆四年御齊會講師大同三年維摩會講師而受任律師不審可尋一」

とある。

興福寺本は、永忠を大僧都に列していたとして、大同元年（八〇六）改元前ゆえ正確には延曆二十五年）四月丙辰に、律師に補任されたことを告げる「一説」を採らず、「可尋」と注記を加えるに留めている。

これに対して、興福寺本を基にし、それに検討を加えた十二巻本は、その延曆三年甲子条に、

律師永忠延同日任年四十二或記云宝龜初入唐一

と記し、興福寺本の「或記」が大同元年四月日に律師に補任されたことを告げているものの、それを採用していない。そして十二巻本延曆二十一年壬午条には、

少僧都永忠

と記載しており、「抄出」には、勝貞・常騰・泰信の三人が少僧都の任にあったことが記され、永忠のことは記載されていないが、十二巻本には興福寺本と同様、大僧都の任にあったことが記されていたものと考えてよいであろう。⁽⁸⁾

「抄出」は、大僧都永忠を記していないが、少僧都については、

今年少僧都三人。初例也。

とまず記し、続いてその三人の名を挙げている。この「今年（下略）」の文は、「抄出」延曆元年壬戌条に、

大小僧都各一人。中律師一人。律師二人。已上如此。

と記述されている部分と同様、「抄出」の編者深賢が十二巻本に記載されている条文を基に文を綴ったものであろう。

そして「抄出」に記されているとおり、勝貞と泰信に付加されている文、すなわち「法相。興福。」と「大唐人」の説明の記事は、十二巻本に記載されていたもののうち、興福寺本には見えない注記であり、「月之上半（下略）」の記事は、十二巻本に記載されていたと考えられる付加記事であり、「抄出」編者深賢は、こう

した付加記事に多大な関心を寄せ、その多くを抄出していることは前述したとおりである。

「抄出」貞観七年乙酉条に、

僧正真雅

權僧正法印大和尚位壹演臣良房病憊之間依効大

驗任僧正。辭狀曰未得度仍辭之即有勅。一人得度受戒。故云壹演。權僧正始也右京人也。

僧綱十八人初例。僧正二人例第二度。

初度天平十七年、行基・玄昉相雙。

とある。

興福寺本貞観七年乙酉条には、

僧正真雅

權僧正壹演修行者依良房病驗德也六十三。

と記されており、十二巻本が壹演の權僧正への補任について、興福寺本の記事を基に、さらに調査を行い、記事の付加を行っていることがうかがわれる。⁽⁹⁾ また、「僧綱十八人初例。（下略）」の文は、前の場合と同様、「抄出」編者深賢が綴った文であると思われる。

「抄出」延喜六年丙寅条に、

權律師如无十一月八日任法相宗中納言從三位藤原山蔭卿子公卿子僧綱始云云除遍照外事也。

とある。

興福寺本延喜六年丙寅条には、

權律師如无十一月八日任法相宗興福寺中納言從三位山蔭子是日太上法皇卅賀被行依院別當抽被賞。

と記されており、⁽¹⁰⁾「抄出」編者深賢の十二巻本からの記事抄出についての意識がうかがわれる。

この記事を含めて、それまでの二箇条と共に見てみると、大同元年丙戌条では少僧都三人の初例、貞観七年条では權僧正補任の初例と僧正二人の例（二度目）、延喜六年丙寅条では公卿の子弟からの僧綱への補任の初例が挙げられていることがうかがえ、編者深賢は、各年における僧綱に補任された僧侶の補任年月日を抄出するのではなく、こうした例のように、初例などを中心として、僧綱の補任記

事を抄出していたと考えられよう。

五、『僧綱補任抄出』永万元年乙酉条の「新院」について

『抄出』永万元年乙酉条に、

新院六条院

とあり、「新院六条院」とは、永万元年（一一六五）六月二十五日、土御門高倉第において受禪され、即位して六条天皇となられ、その後仁安三年（一一六八）二月十九日、位を憲仁親王（高倉天皇）に譲られて以降の六条天皇の称呼であるから、平林盛得・小池一行両氏が既に指摘されているとおり、奇妙な記載である。

この「新院六条院」という記載は、『抄出』またその原拠である十二巻本のそれまでの「○○天皇」という記載方法からすれば、「今上」あるいは「六条天皇」とあるべきであり、前者の称呼であれば、六条天皇の御代に編纂されたものであることが明確となり、後者の称呼であれば、六条天皇の御代以降に編纂されたものということになるものの、現実には「新院六条院」と記されており、様々な議論を招く基となっているのである。

ここで思い起こすのは、水府明德会彰考館本「僧綱補任」嘉承二年丁亥条に、
新院御即位

（憲）
喜承二年丁亥

とあり、同保安四年癸卯条に、

今上 正月廿八日讓位

保安四年卯癸

と記されていることである。

和田英松氏は、右の記載より、彰考館本「僧綱補任」乾坤二帖の成立時期を保安四年（一一二三）正月に即位された崇徳天皇の御代に求められた。

『抄出』永万元年乙酉条に「新院六条院」とあるのは、彰考館本「僧綱補任」嘉承二年丁亥条に記載されている「新院御即位」という意味と同じと考えられるのではないだろうか。つまり六条院が天皇として即位されたという過去の事実を示しているのであろう。

右のとおりであるならば、十二巻本は、永万元年乙酉条に「新院六条院」と記すことができた時期に、編纂を終了したということができないのではないだろうか。

すなわち十二巻本は、永万元年（一一六五）十月に、その第一巻と第二巻、その最終巻である第十二巻は、六条天皇が讓位され、新院と称せられるようになった仁安三年（一一六八）二月十九日より、源邦綱の東山第に崩御せられた安元二年（一一七〇）七月十六日までの間に、編纂を終えていると推定できよう。

十二巻本の編纂に費やした歳月は、少なくとも三箇年以上であり、その増補内容からすれば極めて当然であると考えられよう。

『抄出』の編者深賢が、十二巻本をより抄出する際に、永万元年条に「新院六条院」と新たに記したとも考えられなくはないが、深賢の入滅年次より推測すると、それは困難に近く、やはり十二巻本に記載されていたとおりに記したと考える方が自然であろう。

おわりに

以上のとおり、「僧綱補任抄出」について考えてみた結果、その抄出の時期は、六条天皇が讓位され、新院と呼称されるに至った仁安三年（一一六八）二月十九日から、深賢が入滅を迎えた弘長元年（一一六〇）九月十四日までの九十三箇年余の間、つまり東大寺東南院経蔵十二巻本「僧綱補任」の成立以降、深賢の入滅以前に求められることをまず述べた。

次に、「僧綱補任抄出」が東大寺東南院経蔵十二巻本「僧綱補任」からの抄出であることを確認し、その抄出意識について考えてみた。

深賢には、「僧綱補任」という記録の持つ本質的な意味に対する意識が薄らいでいるものの、少僧都三人の初例などの初例については注意して抄出しており、その際、自ら十二巻本に記されていた内容の要点を簡潔にまとめて記している場合もあること、また十二巻の特徴である新たに僧補された記事を多く抄出していることから、日本仏教史的な意識を持って、十二巻本より抄出していると推定した。

大方の御批正を賜れば幸いである。

注

（一）温故学舎所蔵の板木より刷ったものも頒布されており（群書類従巻第五十 四上下二冊、上三十六丁、下二十八丁）、昭和初年には、その縮刷影印本も刊行されたが、全巻出版されたかどうかは不明である。

群書類従第四輯・補任部（昭和七年十月初版、同五十四年訂正三版第四刷、

統群書類従完成会) 五〇〇〜五四一頁。

川俣馨一編輯新校群書類従第三冊・補任部(二)(昭和五年五月、内外書籍)

(2) 大日本仏教全書第一一巻・伝記叢書(大正十一年八月、仏書刊行会) 四九〜八六頁。

大日本仏教全書第六十四巻・史伝部三(昭和四十八年四月、鈴木學術財団・講談社) 一一〇〜一三六頁。

(3) 太田善磨氏著「塙保己一」(昭和四十一年十二月初版、同五十年六月第二版、吉川弘文館・人物叢書一三七) 参照。

(4) 醍醐寺光台院は、江戸時代初期に、第八十代醍醐寺座主義演が最初に居住したことで知られている。

義演は、関白二条晴良を父とし、伏見宮貞敦親王の娘位子を母とし、永祿元年(一五五八)八月二十日、二条押小路の邸に誕生した。寛永三年(一六二六)閏四月二十一日に入滅するまで、根来寺座主、准三后の宣下を蒙るなど、様々な活躍をみせるが、最も大きな事蹟は、豊臣秀吉の援助を得、応仁の乱後荒廃していた醍醐寺の復興を成し遂げたことであり、ついであげられるのは、一山聖教類の書写・整理であろう。

豊臣秀吉と醍醐寺については、黒板勝美氏「秀吉と醍醐三寶院」(『安土桃山時代史論』所収、大正四年三月、日本歴史地理学会。のち同著「虚心文集」四所収、昭和十五年三月、吉川弘文館) 参照。

(5) 深賢は、内供であった元久二年(一一〇五)五月九日、醍醐寺遍智院において、成賢(遍智院僧正。建仁三年八一二〇三〇三月十二日、醍醐寺座主となる)より灌頂を受けており、深賢が成賢の付法灌頂弟子であることは、醍醐寺所蔵「五八代記」(『醍醐寺文化財研究所研究紀要』第四号、昭和五十七年三月、法蔵館)掲載影印版、「醍醐寺新要録」巻第十一・遍智院篇(中巻六四八頁、昭和二十七年三月、京都府教育委員会)、醍醐寺所蔵「伝法灌頂師資相承血脉」(『醍醐寺文化財研究所研究紀要』第一号掲載、昭和五十三年十一月)、「野沢血脉集」巻第二・第二十三成賢条(真言宗全書第三十九巻七頁、昭和九年三月、真言宗全書刊行会)、「血脉類集記」第十(同上二二七頁)などにもみえる。

一般には、「血脉類集記」や「諸宗章疏録」巻三(大日本仏教全書第一巻・仏教書籍目録第一、八八頁、大正二年一月、仏書刊行会。智山全書第二十

巻、四四四頁、昭和四十一年一月、智山全書刊行会)などに記されているとおり、地蔵院深賢法印の称呼で知られている。

この「地蔵院」の院号は、深賢が嘉禎二年(一二三六)卯月九日に書写した「地蔵菩薩応驗記」の奥書にみえるのが最初であるといわれており、それ以前は「極楽坊」と称されていたという(『醍醐寺新要録』巻第十二・地蔵院篇、下巻七三〇頁)。

(6) 拙稿「興福寺本「僧綱補任」の性質について」(『立正史学』第五十五号掲載、昭和五十九年三月)を参照されたい。

(7) 拙稿「東大寺東南院経蔵十二巻本「僧綱補任」の性質について―真福寺宝生院所蔵「七大寺年表」の分析を通して―」(『立正大学文学部論叢』第八十号掲載、昭和五十九年九月)を参照されたい。

(8) 興福寺本、十二巻本ともに、永忠の律師補任を延暦三年(七八四)九月九日のことと記しているが、「日本後紀」大同元年四月丙辰(二十三日)条には、

大法師永忠為律師。

とあり、大同元年(八〇六)改元前ゆえ、正確には延暦二十五年)四月二十三日に、永忠は律師に補任されたというのが事実である。

(9) 薬師寺の僧壹演が権僧正へ直任されたのは、貞観七年(八六五)九月五日のことで、「日本三代実録」同日癸未条には、その宣命まで記載されている。

(10) 如無の権律師補任年月日について、興福寺本、十二巻本(『抄出』に拠る)共に、延喜六年(九〇六)十一月八日のこととしているが、興福寺本に記されているとおり、宇多太上天皇の四十の宝算を祝賀することによって補任であるならば、十一月七日丙辰のこととしなければならない。

(11) 国立公文書館内閣文庫所蔵和学講談所本「顕広王記」永万元年六月二十五日壬寅条(請求番号一六一―三五、四冊之一)。

(12) 「玉葉」仁安三年二月十九日壬子条(国書刊行会本、昭和五十四年三月復刻、名著刊行会)第一、四〇〜四二頁)。

(13) 平林盛得・小池一行両氏編『五十音引僧歴綜覧』(昭和五十一年七月、笠間書院・笠間索引叢刊五三) 解題三二八〜三二九頁)。

(14) 拙稿「水府明德会彰考館所蔵「僧綱補任」乾坤二帖の性質について」(『史正』第十三号掲載、昭和五十九年六月)を参照されたい。

(15) 和田英松氏著『本朝書籍目録考証』(昭和十一年十一月、明治書院)「僧綱

補任」の項(五四二〜五四三頁)。